

令和5年度 部活動に係る活動方針

1 活動の方針

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、以下を活動の方針とする

- (1) 健全な身体と豊かな感性を育む。
- (2) 生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに努める。
- (3) スポーツ・文化芸術に関する資質を生かし、その能力を伸ばす。

2 休養日・活動時間について

(1) 休養日

原則として、週1日以上休養日を設けること。(原則、第一日曜日は休養日とする)
年間平均で週当たり2日以上休養日の設定に努める。

(2) 活動時間

平日は2時間程度、休日は3時間半程度とする(大会・練習試合・合宿を除く)

3 活動のきまり

(1) 部活動時間

部活動終了時間は、下記の時間を基本とする。

夏季期間(4月～9月) 部活動終了時間 普通日 18:30

休日 16:30

冬季期間(10月～3月) 部活動終了時間 普通日 18:00

休日 16:30

家庭学習期間(3月) 部活動終了時間 16:30

休日、顧問等が指導できない日は活動しないこと。

長期休業中も同様とする。

(2) 部活動停止期間

定期考査1週間前から考査最終日前日まで。

原則として学校閉庁日とする。

(3) 活動時間の延長

高体連・高文連または、これに準ずる大会の1ヶ月前の期間を基本とする。

(4) 特別許可について

定期考査後に大会がある場合(2週間前後)1時間の部活動を許可する。

(5) 活動計画

各部顧問は年間計画表作成し、その計画を基に月間活動計画を立て活動する。

前月の20日までに作成し生徒に周知させる。また、各月ごとに平日及び休日の休養日の実績を報告する。

4 その他

- (1) 勝利や入賞のみを重視した過重な練習を強いることがないよう、生徒の心身の健康を踏まえた指導を行うとともに、体罰や人格を傷つける言動を根絶する。
- (2) 安全を第一に考えた活動に努め、活動場所の安全管理及び活動環境に応じた生徒の健康管理に努める。
- (3) 部活動の参加を義務づけたり、活動を強制したりしない。

令和3年4月1日一部改正